

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成25年1月17日(2013.1.17)

【公表番号】特表2012-519357(P2012-519357A)

【公表日】平成24年8月23日(2012.8.23)

【年通号数】公開・登録公報2012-033

【出願番号】特願2011-552016(P2011-552016)

【国際特許分類】

H 01 M	4/14	(2006.01)
H 01 M	4/62	(2006.01)
H 01 M	4/72	(2006.01)
H 01 M	4/73	(2006.01)
H 01 M	4/20	(2006.01)

【F I】

H 01 M	4/14	Q
H 01 M	4/62	B
H 01 M	4/62	Z
H 01 M	4/72	A
H 01 M	4/73	A
H 01 M	4/20	Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月19日(2012.11.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

グリッドと、

前記グリッド上に与えられた活物質と、

前記活物質上または活物質中に与えられたかつ約0.06から約5mmの厚さを有するペースト用テキスタイルと、

を備え、

前記ペースト用テキスタイルは、20 μmよりも大きい平均長さを有する1つまたは複数の纖維を含んだ纖維網を含み、

前記纖維は、一本当たり約1から約10デニールであることを特徴とする、電池電極。

【請求項2】

前記1つまたは複数の纖維は、前記グリッドの長さと幅の合計の約半分以上平均長さを有することを特徴とする、請求項1に記載の電池電極。

【請求項3】

前記グリッドは、周縁を有し、

前記纖維は、第1の端と第2の端を有し、

前記纖維の第1の端は、前記グリッドの前記周縁付近に実質的に位置し、

前記纖維の第2の端は、前記グリッドの周縁付近に実質的に位置している、

ことを特徴とする、請求項1に記載の電池電極。

【請求項4】

前記纖維の平均長さは1.5mm～15mmである、請求項1に記載の電池電極。

【請求項 5】

前記纖維網は点結合された不織布である、請求項1に記載の電池電極。

【請求項 6】

前記ペースト用テキスタイルは厚さが0.06mm～0.50mmである、請求項1に記載の電池電極。

【請求項 7】

前記ペースト用テキスタイルは厚さが0.06mm～0.25mmである、請求項6に記載の電池電極。

【請求項 8】

前記ペースト用テキスタイルは約0.15～約2.0オンス／平方ヤード（約5.1～約67.8g/m²）の範囲の密度を有する、請求項1に記載の電池電極。

【請求項 9】

前記纖維は10μm～25μmの直径を有する、請求項1に記載の電池電極。

【請求項 10】

前記纖維は一本当たり4デニール以下である、請求項1に記載の電池電極。